

特殊健診による管理区分と事後措置の説明

特殊健診の結果次の如く管理区分を決定し、健康管理及び措置を行う。 (詳しくは中央労働災害防止協会発行『特定化学物質についての健康診断』を参照。)											
管理区分	症状区分	事後措置									
管理A	異常なし	特に措置の要なし									
管理B	当該物質による異常又はその疑がある異常が認められた場合	必要に応じて就業制限、又は配置転換を行ない、経過を観察すること									
管理C	当該物質による疾病(中毒)と認めた場合	当該作業への就業禁止 治療すること									
管理R	当該物質による疾病又は異常は認めないが、当該作業に就業することにより増悪するおそれある疾病又は異常が認められる場合	当該作業への就業制限又は配置転換を行ない症状程度により治療或は経過観察すること									
管理T	当該物質によらない他の原因の疾病又は異常が認められる場合	その疾病の治療をすること。 疾状程度によっては経過観察のこと									
<p>なお、事後措置上</p> <table border="0"> <tr> <td>配置転換を要するもの</td> <td>“要配転”</td> <td></td> </tr> <tr> <td>治療を要するもの</td> <td>“要治療”</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経過観察を要するもの</td> <td>“要注意”</td> <td>と記載することにする。</td> </tr> </table>			配置転換を要するもの	“要配転”		治療を要するもの	“要治療”		経過観察を要するもの	“要注意”	と記載することにする。
配置転換を要するもの	“要配転”										
治療を要するもの	“要治療”										
経過観察を要するもの	“要注意”	と記載することにする。									